

税制改正による年末調整への影響

今年も早いもので残すところ1か月となり、「年末調整」の時期がやってきました。税制改正があり、「年末調整」に必要な申告書が増えるなど、昨年と一部異なります。何が変わったのか、その内容をご紹介しますと思います。

(1) 基礎控除の改正

原則一律10万円引き上げられました。一方で、合計所得金額に応じた控除額の制限が設けられることになりました。

改正前は所得制限なし一律38万円でしたが、合計所得金額が2400万円以下は48万円、2450万円以下は32万円、2500万円以下は16万円、2500万円超は0円に変更されました。

(2) 給与所得控除の改正

「給与所得控除」とは、給与所得者（被雇用者）に適用される控除で、所得税を計算する際に給与収入から差し引かれるものです。この控除額が今年から原則一律10万円引き下げられました。また、この控除額の上限が圧縮されて改正前の220万円から195万円に変更されました。

(3) 所得金額調整控除の新設

年収850万円を超える給与所得者については、以下のいずれかの要件に該当する場合には、超えた部分の金額の10%相当額（最高15万円）を給与所得金額から控除することになりました。

- ①本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者に該当
- ②23歳未満の扶養親族を有する

(2)で給与所得控除の上限が195万円となったことで、年収850万円超の給与所得者の給与所得控除額は大きく減額されました。控除額を改正前と比べ10万円程度の減少で抑えるため新設されました。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

(1)の改正に伴い、扶養親族等の合計所得金額の要件も一律10万円引き上げられました。

- ・同一生計配偶者 48万円以下
- ・扶養親族 48万円以下
- ・配偶者特別控除の対象となる配偶者 48万円超 133万円以下

- ・勤労学生 75万円以下

(5) ひとり親控除・寡婦(寡夫)控除の改正

未婚のひとり親に配慮した「ひとり親控除」が令和2年度税制改正で新設されました。

現に未婚又は配偶者が生死不明など一定の人のうち、次の要件すべてを満たしている人については、「ひとり親控除」の適用を受けることができます。

- ① 生計を一にする子(合計所得金額48万円以下)を有する
- ② 本人の合計所得金額が500万円以下
- ③ 事実婚と認められる人がいない

上記に伴い、従前の「寡婦(寡夫)控除」は、上記に合わせて要件を見直し、ひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除として改組されました。また、「特別の寡婦」は廃止されました。

なお、ひとり親に該当する場合、源泉徴収簿の扶養控除等の申告の欄に「ひとり親」の追加記載が必要となります。(令和3年分の源泉徴収簿を令和2年分として利用しても構いません。)



(6) 申告書の新様式

(1)、(3)、配偶者控除を受けるためには、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」を提出しなければなりません。令和2年分から「給与所得者の配偶者控除等申告書」と兼用する形で1枚にまとめられています。

令和2年10月1日以後に提出する生命保険料控除、地震保険料控除、住宅借入金等特別控除に関する証明書について、電子化が可能となりました。

電子データとして申告書等の提出を受けるには、予め所轄税務署長へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。また、従業員側でも事前準備が必要です。

非常に解りづらく複雑な改正となっています。ご不明な点がございましたら朝日税理士法人担当者までお問合せください。

(文責：逗子事務所 重留和枝)